

# 東可児中学校PTA慶弔規程

東可児中学校PTA

## 1. 目的

この規程は、生徒の父母またはこれに代わるもの（以下、「父母等」という。）、教職員ならびに生徒の慶弔に関する事項を定めるものである。

## 2. 慶事

- (1) 結婚、出産等の慶事に対するお祝い金等の贈答は、これを行わないことを原則とする。
- (2) 叙勲、褒賞等の特別な場合には、その都度本部役員で協議して定める。

## 3. 弔事

- (1) 父母等の死亡の場合は、香典10,000円を贈り、代表者が会葬し生花一基を贈る。
- (2) 父母等の配偶者が死亡の場合、上記(1)と同じ。
- (3) 生徒の死亡の場合、上記(1)と同じ。
- (4) 教職員の死亡の場合、上記(1)と同じ。
- (5) 教職員の配偶者、両親及び子供の死亡の場合、香典5,000円を贈り代表者が会葬する。
- (6) 通夜見舞  
上記5項に関わる通夜に列席する場合には、供物を持参する。
- (7) 上記以外の場合は、会長が専決する。

## 4. 災害、火災

- (1) 原則として見舞金20,000円を贈り、代表者が見舞う。
- (2) 特別な事情があった場合は、本部役員会で協議し決定する。

## 5. 病気見舞い

生徒、教職員が1ヶ月以上入院した場合、代表者が見舞い、5,000円を贈る。

## 6. 返礼

慶弔金に関する返礼は一切これを受理しない。

## 7. 規程の改正

この規程は、本部役員協議を以って改廃することができる。

附則 本規程は、平成19年4月22日から施行する。